

記載事項変更届 添付書類（変更事項が確認できるもの）一覧

（入札参加資格審査申請後に下記事項について変更する場合は、記載事項変更届を提出してください。）

●記載事項変更届を提出される前にご確認ください●

(1) 下記の場合は、記載事項変更届の**提出は不要**です。

【建設関連業(コンサル)】

■各登録規程に基づく更新(5年毎) ■代表者又は受任者の**役職名のみ**の変更

(2) 建設業、建設関連業ともに**年度途中での、業種、登録部門の追加登録はできません。**
業種等の追加は、次年度の追加受付の際にご申請ください。

【県内コンサル】

	添付書類	部数	備考	チェック (県使用欄)
1 「商号又は名称」「所在地(郵便番号含む)」「代表者氏名」「電話番号」に変更があった場合				
- ①	測量法に基づく国交省(各地整)の登録通知 (又は国交省(各地整)が発行した登録証明書)の写し	い ず れ か 1 部	測量業務	
- ②	建築士事務所登録証明書 (佐賀県知事が発行したもの)の写し		建築士事務所	
- ③	建設コンサルタントの登録(変更)通知 (国交省(各地整)が発行したもの)の写し		建設コンサルタント	
- ④	地質調査業務の登録(変更)通知 (国交省(各地整)が発行したもの)の写し		地質調査業務	
- ⑤	補償コンサルタントの登録(変更)通知 (国交省(各地整)が発行したもの)の写し		補償コンサルタント	
- ⑥	【①～⑤が発行されない場合】 登記簿謄本の写し (国の登録がなく実績のみで資格申請している場合等)		建築コンサルタント、 環境、その他等	
- ⑦	【代表者氏名変更の場合】 誓約書<指定様式あり>	1	—	
2 登録業務、登録部門の変更(年度途中での、業種、登録部門の追加登録はできません)				
- ①	【○(国の登録なし) ⇒ ◎(国の登録あり)の場合】 各登録規程等に基づく登録通知の写し	1	—	
- ②	【「◎ ⇒ ○」又は「◎ ⇒ — (県資格削除)」の場合】 各登録規程等に基づく削除通知等の写	1	—	
- ③	【○ ⇒ — (県資格削除)】 添付書類はありません。記載事項変更届に必要な事項を記載して提出してください。	—	—	

裏面へつづく

【県内コンサル】

	添付書類	部数	備考	チェック (県使用欄)
3 各部門における技術士数、RCCM数、地質調査技士数及び測量士数の変更				
- ①	【増員の場合】 技術士登録等証明書又は建設コンサルタント技術管理者認定通知書の写し	1	増員の場合①～④ いずれかを添付	
- ②	【増員の場合】 RCCM登録証の写し	1	増員の場合①～④ いずれかを添付	
- ③	【増員の場合】 地質調査技士登録証の写し	1	増員の場合①～④ いずれかを添付	
- ④	【増員の場合】 測量士登録証の写し	1	増員の場合①～④ いずれかを添付	
- ⑤	増員された者の直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し	1	—	
- ※新規採用者の場合は、採用時の「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し				
- ※後期高齢者の場合は、出勤簿及び給与台帳の写し等雇用が確認できる書類				
- ③	【減員の場合】 添付書類はありません。記載事項変更届に必要な事項を記載して提出してください。	—	—	
4 役員等の変更により佐賀県入札参加資格を申請する他の法人に、資本又は人事面に深い関係のある建設業又は建設関連業を営む会社(同族会社)がある場合				
- ①	出資状況等に関する調査票	1		

※企業の分割・合併等による変更については、事前に建設・技術課へ御相談ください。

※「出資状況等に関する調査票」の提出がないまま同族会社の関係性にある建設業又は建設関連業を営む会社が、同一の入札に参加したこと等が確認された場合、未提出の理由如何にかかわらず、契約の解除や指名停止措置の対象となる場合があります。

※入札参加資格審査申請書記載事項変更届について行政書士が届出を行う場合は委任状を添付してください。

記載事項変更届 添付書類（変更事項が確認できるもの）一覧

（入札参加資格審査申請後に下記事項について変更する場合は、記載事項変更届を提出してください。）

【県外コンサル】

■ **本店以外の営業所に委任している場合**は、以下の記載事項にかかる変更届の**提出は不要**です。

<本店の代表者名>

<本店の同一都道府県内における所在地の変更>（例）福岡県福岡市→福岡県北九州市

<本店の電話番号>

■ ただし、本店の所在地変更で都道府県が変わる場合は、必要。（例）東京都→大阪府

	添付書類	部数	備考	チェック (県使用欄)
1 「許可番号」「商号又は名称」「所在地(郵便番号含む)」「代表者氏名」「電話番号」に変更があった場合				
- ①	測量法に基づく国交省(各地整)の登録通知 (又は国交省(各地整)が発行した登録証明書)の写し	い ず れ か 1 部	測量業務	
- ②	建築士事務所登録証明書 (本店以外の営業所に委任している場合は、委任先の都道府県知事が発行したものの)の写し		建築士事務所	
- ③	建設コンサルタントの登録(変更)通知 (国交省(各地整)が発行したものの)の写し		建設コンサルタント	
- ④	地質調査業務の登録(変更)通知 (国交省(各地整)が発行したものの)の写し		地質調査業務	
- ⑤	補償コンサルタントの登録(変更)通知 (国交省(各地整)が発行したものの)の写し		補償コンサルタント	
- ⑥	【①～⑤がない場合】登記簿謄本の写し (国の登録規程がない業務)		建築コンサルタント、 環境、その他	
- ⑦	【本店以外の営業所に委任している場合】 委任状(指定様式あり)	1	指定様式の内容を満たせば任意様式で可	
- ⑧	【代表者等氏名変更の場合】 誓約書<指定様式あり>	1	—	
2 「受任者氏名」に変更があった場合				
- ①	【本店以外の営業所に委任している場合】 委任状(指定様式あり)	1	指定様式の内容を満たせば任意様式で可	
- ②	【代表者等氏名変更の場合】 誓約書<指定様式あり>	1	—	
3 佐賀県内に営業所及び事業所を設置した場合				
- ①	法人設立・設置届(公的機関の受付印のあるもの)等、所在地等が確認できるものの写し	1	届日から3か月以内に 発行された原本	
	※ 当該営業所へ入札参加資格を委任する場合は下記5により提出してください。			
4 佐賀県内の営業所及び事業所を廃止する場合				
	添付書類はありません。記載事項変更届に必要な事項を記載して提出してください。			
5 佐賀県内の営業所等における雇用人数に変更ある場合（佐賀県内又は県外に住民票を有する人数を変更した場合を含む）				
	添付書類はありません。記載事項変更届に必要な事項を記載して提出してください。 雇用人数を変更した場合は、県内外どちらに住民票を有するか、その内訳を記載してください。			

裏面へつづく

【県外コンサル】

	添付書類	部数	備考	チェック (県使用欄)
6 入札参加資格の登録先を変更する場合(例:本店登録→支店へ委任、九州支社→佐賀営業所(委任先変更)など)				
共通	- ① 【本店以外の営業所に委任している(する)場合】 委任状(指定様式あり)	1	指定様式の内容を満たせば任意様式で可	
	- ② 【代表者等氏名変更の場合】 誓約書<指定様式あり>	1	—	
測量業務	- ③ 最新の測量法第55条の8の規定に基づく書類の写し	1	—	
	- ④ 【営業所等を新設した場合】 各地方整備局に提出した測量業者変更登録申請書の写しとその通知書の写し	1	—	
	- ⑤ 営業所ごとに専任で置かれる測量士に係る測量士記載事項証明書<原本>	1	届日から3か月以内に発行された原本	
	- ⑥ 営業所ごとに専任で置かれる測量士に係る 直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し	1	—	
	- ※新規採用者の場合は、採用時の「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し			
- ※後期高齢者の場合は、出勤簿及び給与台帳の写し等雇用が確認できる書類				
建築	- ⑦ 建築士事務所登録証明書 (本店以外の営業所に委任している場合は、委任先の都道府県知事が発行したもの)の写し	1	建築士事務所 (建築コンサルはその他)	
地質調査業務	- ⑧ 最新の現況報告の写し	1	—	
	- ⑨ 【営業所等を新設した場合】各地方整備局に提出した変更届出書の写しとその通知書の写し	1	—	
	- ⑩ 営業所ごとに専任で置かれる地質現場管理者に係る 直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し	1	—	
	- ※新規採用者の場合は、採用時の「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し			
- ※後期高齢者の場合は、出勤簿及び給与台帳の写し等雇用が確認できる書類				
建設・補償	- ⑪ 最新の現況報告の写し	1	建設コンサルタント 及び 補償コンサルタント	
	- ⑫ 【営業所等を新設した場合】各地方整備局に提出した変更届出書の写しとその通知書の写し	1		
その他	- ⑬ 計量証明事業の資格を有する場合は、委任する営業所等がある都道府県の登録証が必要。 環境調査の資格のみの場合は、特段の添付書類はありません。	1	その他の業務	
(注)委任先を変更する場合には、委任する営業所が国の登録等を受けておくこと。				
7 登録業務、登録部門の変更(年度途中での、業種、登録部門の追加登録はできません)				
	- ① 【「○ ⇒ — (県資格削除)」の場合】 各登録規程等に基づく削除通知等の写し	1	—	
	- ② 【「○ ⇒ — (県資格削除)」 添付書類はありません。記載事項変更届に必要な事項を記載して提出してください。	—	—	
8 役員等の変更により佐賀県入札参加資格を申請する他の法人に、資本又は人事面に深い関係のある建設業又は建設関連業を営む会社(同族会社)がある場合				
	- ① 出資状況等に関する調査票	1		

※企業の分割・合併等による変更については、事前に建設・技術課へ御相談ください。

※「出資状況等に関する調査票」の提出がないまま同族会社の関係性にある建設業又は建設関連業を営む会社が、同一の入札に参加したこと等が確認された場合、未提出の理由如何にかかわらず、契約の解除や指名停止措置の対象となります場合があります。

※入札参加資格審査申請書記載事項変更届について行政書士が届出を行う場合は委任状を添付してください。